科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成26年6月4日現在

機関番号:34310

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2012~2013 課題番号:24730030

研究課題名(和文) オーストリア憲法における財政規律に関する研究

研究課題名(英文) Research on Fiscal Discipline in Austrian Constitution

研究代表者

北村 貴 (KITAMURA, Takashi) 同志社大学 政策学部 助教 研究者番号: 90609108

交付決定額(研究期間全体):(直接経費)1,200,000円 、(間接経費)360,000円

研究成果の概要(和文): オーストリア憲法上の財政規律に関する条文の解釈及び運用状況の分析の成果は次の四点である。第一に、2008年以降、憲法上で根拠付けられた「連邦財政枠組法律」が財政規律における重要な要素として位置付けられていることが判明した。第二に、中期的な財政規律に関しては憲法による規律が不十分であることが判明した。第三に、欧州安定メカニズム加盟に伴う「国民議会による財政規律の強化」と「欧州統合」との矛盾が生じたことが判明した。最後に、今後、ドイツ型の財政規律の導入の可能性が高いことが判明した。

研究成果の概要(英文): I provide 4 results of interpretation and operation of articles for the fiscal discipline in Austrian constitution. Firstly, "Federal Budget Framework Act", that has been assigned basis in the constitutional law since 2008, is a key factor in the fiscal discipline. Secondly, the fiscal discipline in constitutional law is insufficient for medium term. Thirdly, "the fiscal discipline by the National Assembly" has been strengthened since joining the European Stability Mechanism. Fourthly, there is a high possibility of the introduction of "the German type fiscal discipline" in Austria.

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学、公法学

キーワード: 憲法政策、憲法制度、財政、オーストリア

1. 研究開始当初の背景

OECD の統計データによれば、1992 年以降、 我が国の財政収支対 GDP 比はマイナスに転 じ、増減はあるものの、一貫してマイナス状 態が続いている。加えて、景気の不況局面の みならず、好況局面においても財政収支対 GDP 比は赤字となっている。こうした現状に 対し、2000 年から 2005 年まで活動していた 衆議院の憲法調査会においては均衡財政条 項と健全な財政に関する議論が行われた。衡 財政条項を憲法に明記すべきとする立場か らは、「財政の肥大化を抑制し、現在世代が 将来世代に対して財政運営上の責任を負っ ているとの観点から、これを憲法に規定する ことが必要である」という意見が述べられて いる。しかし、その後、憲法論議自体が下火 になったこともあり、2011年時点では、憲法

による財政規律という点は、前述の諸外国と 比べて現実の政治の場において十分に議論 されていないのが現状である。2010年の参議 院選挙において自民党が「均衡財政条項の明 文化」を公約に掲げようとしたが、立ち消え になったことはその一例である。また、学術 研究に関しても、憲法解釈学として日本国憲 法第7章を研究対象としたものは存在するが、 「憲法による財政規律の強化」という観点か らの研究は蓄積されていない。こうした現状 に対して、OECD 諸国における憲法による財 政規律の強化について研究を行うことによ り、深刻な問題となっている我が国の財政赤 字の問題に対して有意義な示唆を得られる のではないかと考えた。ただし、前述の全て の国における憲法による財政規律の強化を 研究対象とすることは現実的ではないと考

えた。従って、「オーストリアにおける憲法による財政規律」を主たる研究対象として設定することとなった。

以上が本研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、オーストリアにおける憲法による財政規律について、「憲法学」及び「政治経済学」という二つの観点から分析を行うことである。具体的には、オーストリアの連邦憲法 (Bundes-Verfassungsgesetz) 並びに各種憲法法律 (Verfassungsgesetz) 及び憲法規定 (Verfassungsbestimmung) の中から財政に関する規定を抽出し、それらの規定が有する規範的意味を法解釈によって明らかにするとともに、当該規定が現実の政治にどのように影響を与えるかを政治経済学的な観点から考察する。

以上が本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究の方法は二段階に分けることがで きる

(1) まず、オーストリアにおける財政規律に関する憲法上の規定及びその変遷を体系的に明らかにする。具体的には、「憲法法律改正前の 2008 年 12 月 31 日まで」、「第一段階が発効した 2009 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日まで」、「第二段階が発効する 2013 年 1 月 1 日以降」という三つの期間に関して、それぞれ財政規律に関する憲法上の規定に対する。その際、「連邦憲法法律」のみを対象とするのではなく、連邦憲法法律と同様の効力を有する憲法法律を制定をも含めた「オーストリア憲法全般」を対象とし、その規定及び変遷を明らかにする。以上が、第一段階における方法である。

(2) 続いて、それぞれの期間について、当該 財政規律の規定が現実の財政運営に対して どのような影響を与えているかについて分 析を行う。その際には二つの観点から分析を 行う。第一に、政治経済学観点から理論的分 析を行う。1970年代以降、立憲政治経済学の 分野では、ブキャナン・ワグナー仮説を始め とする「均衡財政と憲法」に関する研究が行 われている。これらの先行研究を参照しつつ、 前述の三つの期間におけるそれぞれの憲法 と財政運営に関して、政治経済学の観点から 理論分析を加える。第二に、財政に関する各 種統計データを用いた実証分析を行う。この 点に関しては、オーストリア統計局 (Statistik Austria) が発表するデータに加え、国際比較 が必要な場合には、OECD の Economic Outlook 等で用いられている国際比較可能な 統計データを用いる。以上が第二段階におけ る方法である。

こうした「憲法学」及び「政治経済学」と

いう二つの観点から、オーストリアにおける「憲法による財政規律」に関して分析を行った。

4. 研究成果

本研究の成果は、下記の四点に大別できる。

(1) 第一に、2008年以降、憲法上で根拠付け られた「連邦財政枠組法律」が財政規律にお ける重要な要素として位置付けられている ことが判明した。連邦財政枠組法律は、中期 的な財政計画を定めるものであり、制定年度 の翌年度から四年間の「項目ごとの歳出の上 限」と「人員計画の概要」がその主たる内容 として規定されなければならない。連邦憲法 第五十一条第一項の規定によれば、連邦財政 枠組法律による中期的な財政計画の範囲内 で国民議会が予算である連邦財政法律を制 定することが原則となっている。ここで注目 すべきは、例外的に連邦財政枠組法律の上限 を超過する場合の条件である。連邦憲法第五 十一条第六項は、例外的に上限を超過できる 場合の条件を「防衛事態 (Verteidigungsfall) 及び緊急事態 (Gefahr im Verzug)であり、かつ、 支出補填が確保されている場合」と明確に定 めているのである。この点、立憲政治経済学 においては、憲法は「前もって合意された一 組のルールであって、それに従ってその後の 行為が遂行されるもの」と捉えられている。 この連邦財政枠組法律は、短期的な政治寿命 強化のための予算操作を防止するための「立 憲的段階におけるルール」として位置付ける ことが可能である。つまり、立憲的段階にお けるルールの制定と言う意味で、連邦財政枠 組法律」を憲法上根拠付けたことは、政治経 済学的に非常に重要な意味をもっていると 言えよう。

(2) 第二に、中期的な財政規律に関しては憲 法による規律が不十分であることが判明し た。(1) で説明した中期的な財政計画を定め るための連邦財政枠組法律に関して、確かに 中期的な上限を規律することは、立憲政治経 済学の観点からも均衡財政を達成するため に重要なことである。しかし、中期的な上限 を規律すると言っても、その上限に関して 「明確な基準」が連邦憲法上に示されていな いことが明らかとなった。この点、オースト リア連邦憲法第13条第2項には、「持続可能 性を考慮した予算」という規定が存在する。 この規定は、2008年の改正により追加された ものであり、従来の「経済全体の均衡の確保 のためならば、財政均衡は求められない」と 解釈される可能性のある条文の限界を補う 点において重要な条文である。また、第13 条第2項が「均衡財政条項」として位置付け られたと解することもできる。しかし、第13

条第2項はあくまでも目標規定であり、連邦 財政枠組法律の内容に対する直接的な規範 性は有さないと解されることがヒアリング 調査により判明した。すなわち、上限が定め られない以上、中期的な財政規律が形骸化す る可能性がある。中期的な財政規律に関して、 憲法による規律が不十分なのである。

(3) 第三に、欧州安定メカニズム加盟に伴う 「国民議会による財政規律の強化」と「欧州 統合」との矛盾が生じたことが判明した。欧 州債務危機を背景とする ESM 条約の批准に 伴い、オーストリアでは憲法改正という憲法 上の動きが生じた。ESM 条約の批准は、各国 の財政に関する憲法制度に問題提起を行っ た。「ESM 条約は財政民主主義、特に加盟国 の議会による財政統制を侵害するのではな いか?」という問題提起である。財政統制は、 法律の制定と同様に議会の重要な権能の一 つであり、民主主義国家の憲法においては議 会による財政統制に関する規定を有するこ とが一般的である。つまり、ESM 条約の批准 に関しては、憲法上の問題も少なからず含ま れているのである。この問題に対して、オー ストリアは議会による一定の財政統制を担 保する制度を組み込んだ。具体的には、「国 民議会に ESM 常設小委員会を設置」した上 で、「ESM におけるオーストリア代表の行動 に対する統制」、「表明された意見の取り扱 い」及び「事前又は事後の報告」についての 詳細な規定を連邦憲法に追加した。つまり、 「国民議会による財政規律の強化」である。 また、この問題をめぐるオーストリアにおけ る「財政規律の強化」は、「欧州統合」とい う問題との間にパラドキシカルな状況を生 み出した。ESM条約を「欧州統合の推進」、議 会による財政統制を「国家の主権」の一要素 としてそれぞれ位置付けるならば、オースト リアは「欧州統合の推進」よりも「国家の主 権」に重点を置いた調和を選択したことにな る。ESM 条約には、議会による財政統制とい う各国の憲法に規定された国家の主権に対 する恒久的な制約可能性が含まれている。こ うした制約可能性を前提とした上で ESM 条約 と各国の憲法とを調和させようとするなら ば、大別して二つのアプローチがある。第一 のアプローチは、ESM に対する議会による財 政統制を強化し、ESM を議会の統制下に置く ことである。この強化を通じて、議会による 財政統制という主権に対する侵害を回避で きることになる。これに対して、第二のアプ ローチは、議会による財政統制という主権を ESM に委譲し、その委譲を憲法制度に組み込 むことである。確かに第二のアプローチは主 権国家の存在を前提とすれば許容し難いも のである。しかし、そもそも欧州統合とは、 国家の主権を超国家的機関に委譲すること にその本質がある。従って、欧州統合の推進という観点からは、第二のアプローチこそが、その本質に適合していると言えよう。これに対して、オーストリアは、いずれも第一のアプローチによる ESM 条約と憲法との調和を選択した。両国とも欧州統合の推進ではなく、国家の主権に重点を置いたのである。つまり、「国民議会による財政規律の強化」と「欧州統合」との矛盾が生じたのである。

(4) 第四に、今後、ドイツ型の財政規律の導 入の可能性が高いことが判明した。この限界 を克服するために、オーストリアにおいて財 政規律に関する連邦憲法改正の準備が 2011 年に開始された。この改正は、ドイツ型の財 政規律 "Schuldenbremse " の導入を図るもの である。すなわち、公債額対 GDP 比の上限 を数値化し、歳出の上限を連邦憲法上に規定 することの試みである。この改正が成立すれ ば、(2) で示したオーストリア連邦憲法上の 財政規律の問題点である「中期的な財政規律 の不十分さ」は解決できると考えられている。 立憲政治経済学の観点からも、少なくとも現 状よりは有効な財政規律となることが明ら かである。この点、2013 年中に "Schuldenbremse "が導入される可能性もあ り、実際に憲法改正のための議論が行われて いた。しかし、2013年に国民議会の任期の終 了に伴う総選挙が実施され、オーストリアに おける立法期が終了した(オーストリアの立 法期は国民議会の総選挙から総選挙までの 期間である)。この点、オーストリアにおい ては、新たな立法期が開始された直後は大幅 な憲法改正が行われない慣習があるため、 2013 年中に "Schuldenbremse "は導入される ことはなかった。しかし、従前の立法期にお ける議会資料を分析した結果、現在の立法期 において "Schuldenbremse "が導入される可 能性が非常に高いことが判明した。

以上四点が、本研究の成果である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① <u>北村</u>貴、欧州安定メカニズム設立条約と 議会による財政統制 ードイツ及びオース トリアにおける憲法上の動向一、法政論叢、 査読有、第50巻第1号、2013年、81頁-98頁
- ② 北村 貴、オーストリアにおける連邦憲法 上の財政規律の意義と限界、法政論叢、査 読有、第49号第1巻、2012年、226頁-236頁

〔学会発表〕(計2件)

- ① <u>北村</u> 貴、ESM 条約批准を巡る憲法の動き、 第118回日本法政学会、2013年6月
- ② <u>北村 貴</u>、オーストリアにおける連邦憲法 上の財政規律、第 116 回日本法政学会、 2012 年 6 月
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

北村 貴 (KITAMURA, Takashi)

同志社大学・政策学部・助教

研究者番号:24730030